

# 振替社債に関する内容の公示 (銘柄公示情報) について

平成29年7月26日  
株式会社 証券保管振替機構

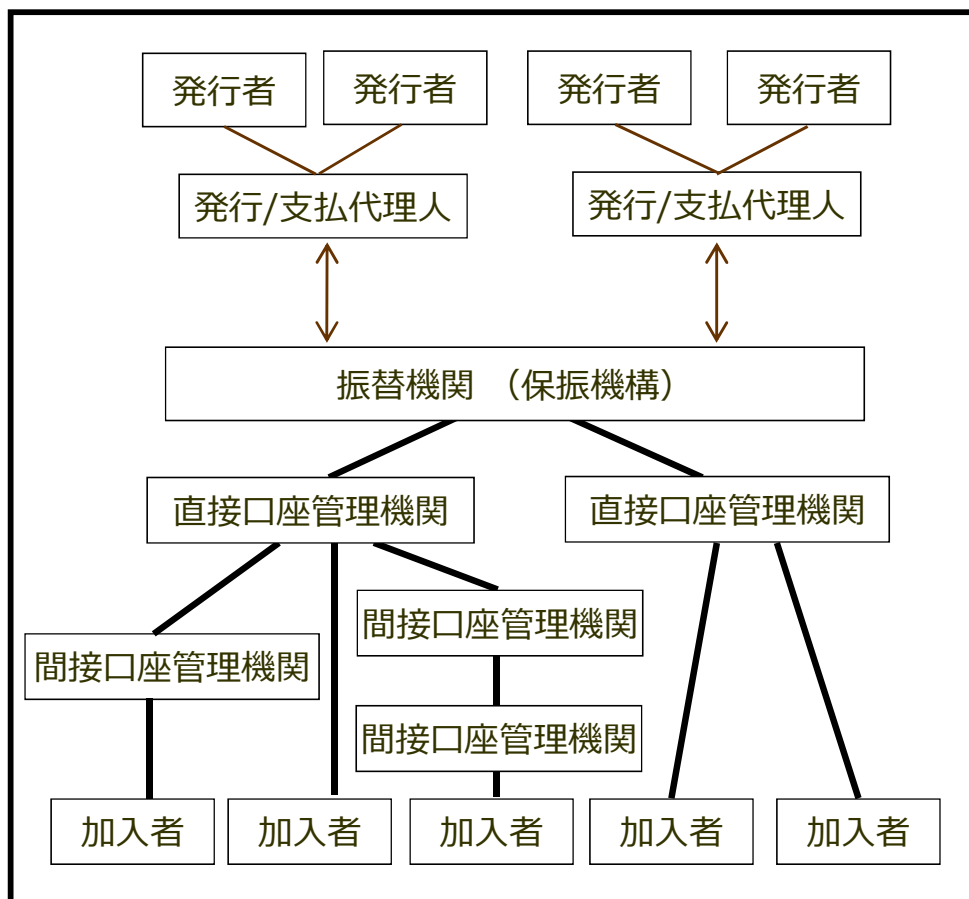
1 一般債振替制度について .....	2ページ
2 銘柄公示情報について.....	3ページ
【参考】関係法令.....	4ページ

# 1 一般債振替制度について

## (1) 概要

一般債振替制度は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、社債、特別法人債、地方債等の一般債を対象に、加入者（社債権者）の権利を、振替機関（保振機構）と口座管理機関（証券会社や銀行等）が備える振替口座簿において電子的に管理する制度。

## (2) 構成図



## (3) 規模 (平成29年6月末現在)

取扱銘柄	社債、特別法人債、地方債、 投資法人債、外債等
銘柄数	58,899銘柄
残高	257兆9,261億円
直接口座管理機関	71社
間接口座管理機関	442社
発行/支払代理人	195社

(1) 会社法では、社債券が発行される場合には社債券に一定事項の記載を求めている（注1）。  
社債、株式等の振替に関する法律では、社債券が発行されない振替社債について、振替機関に対し、必要な事項の投資家への周知を求めている（注2）。

(2) 当該規定に基づき、保振機構は、ホームページにおいて、振替社債の銘柄の内容を銘柄公示情報として公表している。

### 【主な銘柄公示情報】

- ① 銘柄及びその略称
- ② ISINコード
- ③ 発行総額
- ④ 社債管理者の名称
- ⑤ 利払に関する情報
- ⑥ 償還に関する情報 等

※ 右記は、保振機構のホームページに掲載される銘柄公示情報の画面。

(注1) 会社法第697条第1項

(注2) 社債、株式等の振替に関する法律第87条第1項

証券保管振替機構

銘柄公示情報 (一般債)

(2017/07/14 19:00:00更新)  
検索の結果(1件中1~1件を表示)

銘柄の正式名称			
銘柄略称			
ISINコード			
発行代理人		支払代理人	
発行通貨		社債の通貨	
社債の金額			
利率別区分			
利払通貨			
利払日			
償還通貨		償還日	
「各社債の金額」あたりの償還プレミアム			
払込日			
利率		利率	
1通貨あたりの利子額		1通貨あたりの利子額	
最終償還期日			
利率			
1通貨あたりの利子額			
定時償還		定時償還期日	
		「各社債の金額」あたりの定時償還	
		ファクター	
定時償還期日		定時償還期日	
「各社債の金額」あたりの定時償還		「各社債の金額」あたりの定時償還	
ファクター		ファクター	
コールオプション(一部償還)付		繰上償還日	
		「各社債の金額」あたりの一部繰上償還	
		ファクター	
		「各社債の金額」あたりの償還プレミアム	
		1通貨あたりの利子額	
コールオプション(全額償還)付		繰上償還日	
		「各社債の金額」あたりの償還プレミアム	
		1通貨あたりの利子額	
社債管理者等			
物上担保付社債	受託会社		
信託証券日付			

銘柄公示情報 (一般債) その他情報

ISINコード

変動利率に関する情報

コールオプションに関する情報

プットオプションに関する情報

合同発行に関する情報

分割発行に関する情報

信託社債に関する情報

社債的受益権に関する情報

閉じる

その他情報

## 【参考】銘柄公示情報に係る関係法令

### <社債、株式等の振替に関する法律 第87条>

第69条第1項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第7号に掲げる事項を知ることができるようにする措置を執らなければならない。

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替社債の発行者の負担とする。

### <社債、株式等の振替に関する法律 第69条第1項第7号>

- ・ 第1号の振替社債の総額その他の主務省令で定める事項

### <社債、株式等の振替に関する命令 第3条第1号>

イ 当該振替社債の総額

ロ 当該振替社債の社債管理者の名称

ハ 各当該振替社債の金額

ニ 当該振替社債の利率

ホ 当該振替社債の償還の方法及び期限

ヘ 利息支払の方法及び期限

ト 会社が合同して当該振替社債を発行するときは、その旨及び各発行者の負担部分

チ イからトまでに掲げるもののほか、当該振替社債に担保付社債信託法（明治38年法律第52号）の規定により物上担保が付されている場合にあっては、同法第26条各号に掲げる事項

リ 当該振替社債が会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第17号に規定する信託社債であるときは、当該振替社債についての信託を特定するために必要な事項